

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																		
<p>第6章 通関</p> <p>第3節 一般輸入通関</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用について、次による。</p> <p>(1)～(4) (省略)</p> <p>別表第1 (省略)</p>	<p>第6章 通関</p> <p>第3節 一般輸入通関</p> <p>（他法令による許可、承認等の確認）</p> <p>70-3-1 輸入貨物についての法第70条第1項又は第2項の規定の適用について、次による。</p> <p>(1)～(4) (同左)</p> <p>別表第1 (同左)</p>																		
別表第2	別表第2																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>法 令 名</th><th>輸入の規制に関する条項</th><th>確認する証明書等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. ～ホ. (省略)</td><td>(省略)</td><td>(省略)</td></tr> <tr> <td>ヘ. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）</td><td>第3条《適用除外》 第22条《輸入検査》</td><td>(1) (省略) (2) 輸入物品が次に掲げる場合には、前記(1)にかかわらず、それぞれに定める証明書等 イ. ～ハ. (省略) 二. 同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器内における高圧ガスである場合 高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が</td></tr> </tbody> </table>	法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等	イ. ～ホ. (省略)	(省略)	(省略)	ヘ. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第3条《適用除外》 第22条《輸入検査》	(1) (省略) (2) 輸入物品が次に掲げる場合には、前記(1)にかかわらず、それぞれに定める証明書等 イ. ～ハ. (省略) 二. 同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器内における高圧ガスである場合 高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が	<table border="1"> <thead> <tr> <th>法 令 名</th><th>輸入の規制に関する条項</th><th>確認する証明書等</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ. ～ホ. (同左)</td><td>(同左)</td><td>(同左)</td></tr> <tr> <td>ヘ. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）</td><td>第3条《適用除外》 第22条《輸入検査》</td><td>(1) (同左) (2) 輸入物品が次に掲げる場合には、前記(1)にかかわらず、それぞれに定める証明書等 イ. ～ハ. (同左) 二. 同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガスである場合 高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書若しくはその写し又</td></tr> </tbody> </table>	法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等	イ. ～ホ. (同左)	(同左)	(同左)	ヘ. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第3条《適用除外》 第22条《輸入検査》	(1) (同左) (2) 輸入物品が次に掲げる場合には、前記(1)にかかわらず、それぞれに定める証明書等 イ. ～ハ. (同左) 二. 同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガスである場合 高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書若しくはその写し又
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等																	
イ. ～ホ. (省略)	(省略)	(省略)																	
ヘ. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第3条《適用除外》 第22条《輸入検査》	(1) (省略) (2) 輸入物品が次に掲げる場合には、前記(1)にかかわらず、それぞれに定める証明書等 イ. ～ハ. (省略) 二. 同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内又は国際相互承認圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器内における高圧ガスである場合 高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が																	
法 令 名	輸入の規制に関する条項	確認する証明書等																	
イ. ～ホ. (同左)	(同左)	(同左)																	
ヘ. 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）	第3条《適用除外》 第22条《輸入検査》	(1) (同左) (2) 輸入物品が次に掲げる場合には、前記(1)にかかわらず、それぞれに定める証明書等 イ. ～ハ. (同左) 二. 同規則第46条第2項第4号に規定する国際相互承認圧縮水素自動車燃料装置用容器内における高圧ガスである場合 高圧ガス保安協会又は指定容器検査機関が発行した材料適合証明書若しくはその写し又																	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵関第100号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後			改正前		
ト. (省略)	(省略)	<p>発行した材料適合証明書若しくはその写し又は「相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書」若しくはその写し ホ. ～～. (省略) (3) (省略)</p> <p>(省略)</p>			<p>は「相互承認容器輸入規制適用除外確認証明書」若しくはその写し ホ. ～～. (同左) (3) (同左)</p> <p>(同左)</p>